

法令 No.1 目的, 定義

第 50 回 (2005 年)

問 1 「この法律は、原子力基本法にのっとり、(A)の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱い、(B)の使用及び(A)によって(C)の廃棄その他の取扱いを規制することにより、これらによる(D)を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。」

放射線障害防止法の目的に関する上記の文章の(A)～(D)に該当する語句について、同法上定められているものの組合せは、次のうちどれか。

	(A)	(B)	(C)	(D)
1	放射性同位元素等	放射線発生装置	汚染された物	被ばく等
2	放射性同位元素等	放射性同位元素装備機器	放射化された物	被ばく等
3	放射性同位元素等	放射線発生装置	放射化された物	放射線障害
4	放射性同位元素	放射性同位元素装備機器	汚染された物	被ばく等
5	放射性同位元素	放射線発生装置	汚染された物	放射線障害

問 2 次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 外部放射線に係る線量について、実効線量が3月間につき1.3ミリシーベルトを超えるおそれのある場所は管理区域である。
- B 直線加速装置で、その表面から10センチメートル離れた位置における最大線量当量率が1センチメートル線量当量率について100ナノシーベルト毎時のものは、すべて放射線障害防止法の規制を受ける。
- C 空気中の放射性同位元素の濃度が、3月間についての平均濃度で空气中濃度限度の10分の1を超えるおそれのある場所は、すべて管理区域である。
- D 放射線施設とは、「使用施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設」をいう。
- 1 ABCのみ 2 ABDのみ 3 ACDのみ 4 BCDのみ 5 ABCDすべて